

## 沖縄県子どもの健全育成事業実施要領

### (目的)

**第1条** この要領は、沖縄県生活困窮者自立支援事業実施要綱第3条第3項の規定に基づき、同条第2項第4号で定める子どもの健全育成事業（以下「健全育成事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

**第2条** 実施主体は、沖縄県（以下「県」という。）とする。

2 県は、健全育成事業（第3条で定める専門員の配置及びその業務を除く。）を、適切な実施が期待できる団体（以下「委託事業者」という。）に委託する。

3 委託事業者は、県と締結する契約により事業を実施する。

### (専門員の配置)

**第3条** 県は、健全育成事業の円滑な実施のため、沖縄県が設置する福祉事務所（以下「県福祉事務所」という。）に、学習支援専門員（以下「専門員」という。）を配置する。

2 専門員の配置については、別途、沖縄県一般職非常勤職員の職の設置に関する規程で定める。

### (対象世帯)

**第4条** 健全育成事業の対象世帯は、県福祉事務所管内の、小学1年生から中学3年生（過卒生等含む。）までの子どもがいる以下の世帯とする。ただし、専門員が支援する対象世帯については、別途、県福祉事務所で定める。

(1) 生活保護世帯

(2) その他学習支援が必要な生活困窮世帯

### (学習支援教室の設置)

**第5条** 委託事業者は、各拠点に学習支援教室（以下「教室」という。）を設置するものとする。

2 教室の設置箇所は、委託業務仕様書で定める。

(支援の内容)

**第6条** 委託事業者が行う支援の内容は、委託業務仕様書で定める。

2 専門員は、委託事業者が行う支援の推進を図るため、家庭訪問等による保護者及び子どもへの支援や、関係機関との連携及び調整を行うものとする。

3 教室での支援を実施していない対象者については、専門員が個々の対象者に応じた必要な支援を行うこととし、別途、県福祉事務所で定める。

(定員)

**第7条** 委託事業者が行う事業の定員は、予算の範囲内で実施可能な定員とする。

(留意事項)

**第8条** 事業の実施に当たっては、県福祉事務所において支援実施方法（手順等）等を記載した沖縄県子どもの健全育成支援プログラム実施要領を策定すること。

2 事業の実施に当たっては、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業実施要領（平成27年7月27日付厚生労働省社会・援護局長通知）に基づくこと。

**附 則**

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和2年1月24日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和2年5月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。